

# 国民健康保険税・

## 後期高齢者医療保険料仮徴収

(4月・6月・8月の年金天引き)が始まります

### 対象となる方

- ・年額18万円以上の年金を受給している方で、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えない方
- ・国民健康保険の場合は、世帯の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

### 仮徴収の金額

- ・令和5年2月現在、特別徴収となっている方
- ↓令和5年2月の天引き額と同額

- ・新たに特別徴収の対象となった方
- ↓前年度保険税(料)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を郵送します)

令和5年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険税(料)を10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付は、口座振替に変更することができません。取扱金融機関の窓口で口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」と「被保険者証」を持参のうえ、保険年金課またはさしま窓口センターへ申し出をしてください。

引き続き年金からの天引きを希望される方は、手続きは不要です。

問 保険年金課

☎0297(21)2187

# 後期高齢者

## 医療制度の

お知らせ

### 健康診査受診券を送ります

後期高齢者医療被保険者の方を対象に「健康診査受診券」を3月下旬に送付します。集団健診時「後期高齢者医療被保険者証」と一緒にお持ちください。

詳細については、お手元に届きました受診券に記載してありますのでご確認ください。

なお、令和5年度75歳を迎えられる方には、誕生日の前月に「後期高齢者医療被保険者証」と一緒にお渡しします。

問 保険年金課

☎0297(21)2187



# 国民年金保険料

## 学生納付特例制度のご案内

学生の方は、所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生など、ご本人の前年所得が、次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

問 保険年金課

☎0297(21)2187

【所得のめやす】  
128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)

▼このままだと預金が下ろせなくなる。銀行協会の職員を伺わせます」は詐欺です